



世田谷区第三次男女共同参画プラン(素案) ジェンダー平等社会の実現を目指して ご意見・ご提案をお寄せください

性別等にかかわらず、誰もが自分の考えで社会の様々な活動に参加する機会があり、政治や経済、文化などの分野で平等に利益を受けるとともに、責任も担う社会(ジェンダー平等社会)の実現を目指して、令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)までを計画期間とする「世田谷区第三次男女共同参画プラン」を策定します。

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会で検討を重ね、素案を取りまとめましたのでご意見・ご提案をお寄せください。

☎人権・男女共同参画課 ☎03-6304-3453 ☎03-6304-3710

基本理念

一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができるジェンダー平等社会の実現

ジェンダー平等社会の実現に向けて

ジェンダー主流化*1を推進し、ジェンダー平等社会の実現を目指します。

※性と生殖に関する健康 / 権利



ジェンダー平等社会を実現することによってどんなメリットがあるのでしょうか?

性別等に起因する様々な差別や偏見、困難さが解消され、一人ひとりの人権や尊厳が尊重されるようになります。また、一人ひとりが尊重されることにより、周囲の人との相互理解も進み、安心して暮らし続けられる地域づくりにもつながります。

ジェンダー平等社会実現のために何が必要ですか?

まずは、区の職員一人ひとりがジェンダー平等の意識を持ち、施策に取り組むことが求められます。また、地域においても一人ひとりが日常の行動やコミュニケーションの中で、事業者等は従業員が働きやすい職場環境の整備や事業活動の中で、ジェンダー平等の視点*2を取り入れていくことが重要です。

* 1 ジェンダー主流化

ジェンダー平等の視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていくこと

* 2 ジェンダー平等の視点

ジェンダーの観点を踏まえ分析・検討し、ジェンダー平等となるよう考えること

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
千歳局承認
230
差出有効期限
2026年
10月7日まで
(切手不要)

1568790
定形郵便物
(受取人)
【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

住所/世田谷区
氏名/
丁目番号

「男女共同参画社会基本法」が平成11年(1999年)に施行されたことを受け、区では平成19年(2007年)に初めて「世田谷区男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成30年(2018年)には、「男女共同参画」と「多文化共生」の理念を結び付けた「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定しました。その後も、全ての人が性別等にかかわらず、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けた取組みを進めてきました。

本プランは、近年の社会情勢や人々の意識の変化、さらには国際的な議論の動向などを考慮し、新たに策定するものです。

現在もなお、根強く残る固定的な性別役割分担意識や、ジェンダーに起因する格差、暴力やハラスメントなどの課題の解決に向けて取り組むため、ぜひ皆様のご意見・ご提案をお寄せください。



世田谷区長
のぶと
保坂展人

社会の中ではこのような状況があります



社会の中には、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識がまだ根強く存在しています。

全ての人々が、性別等にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮するとともに、多様なライフデザインを描くため、固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

ジェンダーに起因する暴力・ハラスメント



暴力やハラスメントは、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼします。

重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない行為です。

性のあり方等のきめつけ



性のあり方は人によって様々です。相手の性自認や性的指向を決めつけたり、恋人・結婚・子どもに関することや性別役割を押し付けず、多様なあり方を尊重することが大切です。

基本目標と主な取組み

基本目標Ⅰ

ジェンダー平等社会の実現に向けた総合的な取組みの推進

- ①ジェンダー平等の意識醸成
- ②性別や年齢等にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援
- ③女性の活躍推進と就労に向けた支援
- ④男女共同参画センター「らぶらす」におけるジェンダー平等の推進

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進

- ⑨性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援
- ⑩リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進
- ⑪性差に応じたところと身体への健康支援

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現

- ⑤暴力やハラスメント防止の啓発
- ⑥配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援
- ⑦困難な問題を抱える女性への支援の充実
- ⑧性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

区の推進体制

- ①ジェンダー平等推進のための体制整備・強化
- ②職員のジェンダー平等の推進
- ③多様な視点や連携による施策の充実

らぶらすフェスタ2026を開催します!

振付演出家の竹中夏海さんを講師にお招きし、「私たちが本当に楽しめるエンタメって?」をテーマに身体・ケア・フェミニズムの視点から考える講演会を開催します。

日時／9月26日(土)午後2時～3時30分
場所／玉川せせらぎホール
申込方法／らぶらすのホームページ(二次元コード)



区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。



区HPQ 34851

いただいたご意見等は、プランの策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに2月頃に公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

素案閲覧場所 区HP(二次元コード)、人権・男女共同参画課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館

対象者 次のいずれかに当てはまる方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③その他本プラン(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出方法 ●区HP(二次元コード)から
●人権・男女共同参画課(☎03-6304-3453 ☎03-6304-3710)へ書面(書式自由)を郵送・FAX・持参
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により前記方法による提出が難しい場合は、人権・男女共同参画課へご相談ください。

記入事項 ①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名
④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

提出期限 10月6日(必着)

スケジュール(予定)

9～10月	素案の公表・意見募集(10月6日まで)
令和9年(2027年)2月	素案に対する意見の公表
3月	プランの策定

①宛名用紙

②

③郵便ポスト等から差し出します

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

紙を封筒※のり付けします

cm

・洋2・角8封筒(できません)

③郵便ポスト等から差し出します

表面で、裏面でのり付け)

- この宛名用紙を切り取り、封筒(長辺14～23.5cm、短辺9～12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内)の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。
- 本プラン(素案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。
- 切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。